

選挙活動を称した不当な行為に屈することなく健全な民主主義を守る決意を表す決議

近年、民主主義の根幹をなす選挙の場において、自らの政治的思想ないし利益を実現するために、制度の悪用、権利の濫用と言うべき不当な行為が頻発している。

これまでに、他の候補者の街頭演説等に対する悪質な妨害行為、また選挙運動ポスターや政見放送での公職選挙法が想定していない身勝手な行為が問題となり、また、街頭演説の場面で暴力的行為等による逮捕者が発生するなどの事態も生じている。令和6年度の兵庫県知事選挙においても類似の行為や、動画・SNSを用いた候補者以外の者に関する真偽不明の情報の発信、苛烈な誹謗中傷などが見られ、さらに、特定の標的に対して多数の聴衆を伴い恫喝・脅迫が疑われる行為を行うなど、民主主義の理念に相容れない行為も繰り広げられたところである。

このような行為は、他の候補者や関係者をも巻き込み、人々の健全な議論や政治参加を阻害する手法であると言わざるを得ず、本県議会にも多くの県民から憤りの声が寄せられている。行為自体が不当であるのみならず、真偽不明な情報が氾濫することで有権者は何が正確な情報なのか分からないまま候補者を判断せざるを得ない状況となり、有権者の判断に支障を来すものである。選挙の公平・公正を損ない民主主義を歪曲するこうした行為が横行することは、危機的かつ由々しき事態である。

本県議会は、選挙活動を称した不当な行為を強く非難するとともに、こうした卑劣な行為に屈することなく、言論及び政治活動の自由と県民の権利、そして健全な民主主義を守るという決意をここに表明する。

以上、決議する。

令和6年12月 日